

第4章 重点区域の位置及び区域

4-1.重点区域設定の考え方

本市には、地域特性や時代背景のもと、長い歴史の中で人々が築き上げ、継承してきた多様な歴史的風致が形成されており、第2章の「岡崎市の維持向上すべき歴史的風致」に示したように、各地域独自の歴史的風致が現在も息づいている。

- 1 家康公生誕の地にみる歴史的風致
- 2 東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致
- 3 滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致
- 4 岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致
- 5 郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致
- 6 六ツ美地区の稲作儀礼にみる歴史的風致
- 7 額田地区の山里の暮らしにみる歴史的風致

これらの歴史的風致が存在する地域のうち、重点区域は、その区域内に国指定文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物が数多く集積し、そこで行われる歴史や伝統を反映した人々の活動が現在も継続的に行われている良好な市街地の中でも、市として特段の施策を講じることにより、歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的かつ重点的に推進することによって施策の効果が市域全体にも波及することなども考慮しながら、歴史的風致の範囲が重なり合う区域を中心にその維持向上が最大限に図られる区域を設定するものとする。

設定にあたっては、第3章「歴史的風致維持向上に関する方針」で記述した課題・方針、さらには、本市がこれまで歴史文化を活かすために実施してきた様々な取組みや施策、総合計画や都市計画マスタープランといった各種計画における位置づけを踏まえることとする。

また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域設定の土地の区域の要件として、「文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物の用に供される土地」とあり、これらを含む区域を重点区域とする。

本市には、東海道の宿場町であった岡崎宿、藤川宿、また、城下町として栄えた岡崎城を中心とした江戸時代からの町割りを今に残す市街地、そして由緒ある社寺や昔ながらの生業が行われる建造物が所在し、そこでは江戸時代前後から続く神輿渡御、神輿には欠かせないお囃子や木遣り、八丁味噌や三河仏壇、石製品等の伝統産業など人々の活動が営まれている。

これらの歴史的風致は、文化財保護法に基づく保護措置、都市計画法や景観法又は屋外広告物法等に基づく規制、その他多種多様な施策によって、これまでもその維持向上を図ってきているところではあるが、往時の生業や文化を今に体験できる歴史的な建造物の減少と変化、少子高齢化等に伴う地域コミュニティの衰退、伝統産業や伝統文化の後継者不足などにより、本市固有の歴史的風致が徐々に失われつつある。

このため、本計画では、これらの課題を解決し、今残されている歴史的風致を守り、育て、次世代へ伝えていくために、本市の維持向上すべき歴史的風致の分布を踏まえて重点区域を設定する。「家康公生誕の地にみる歴史的風致」「東海道を舞台にした信仰・祭礼等にみる歴史的風致」「岡崎城下の三大祭りにみる歴史的風致」「郷土食の八丁味噌造りにみる歴史的風致」の重なりが見られる、本市のシンボルである岡崎城を中心として、大樹寺を始めとする松平氏・徳川家ゆかりの社寺周辺、及び近世の宿場町であった岡崎宿、藤川宿を含む旧東海道沿いを加えた地域を「岡崎城下及び東海道地区」として、また、重要文化財を始めとする歴史上価値の高い建造物の集積が見られる「滝山寺鬼祭りにみる歴史的風致」のうち、祭りの巡行経路を中心とした地域を「滝山寺地区」として重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、今後、本計画を推進することで、本市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合等に随時見直しを行うものとする。

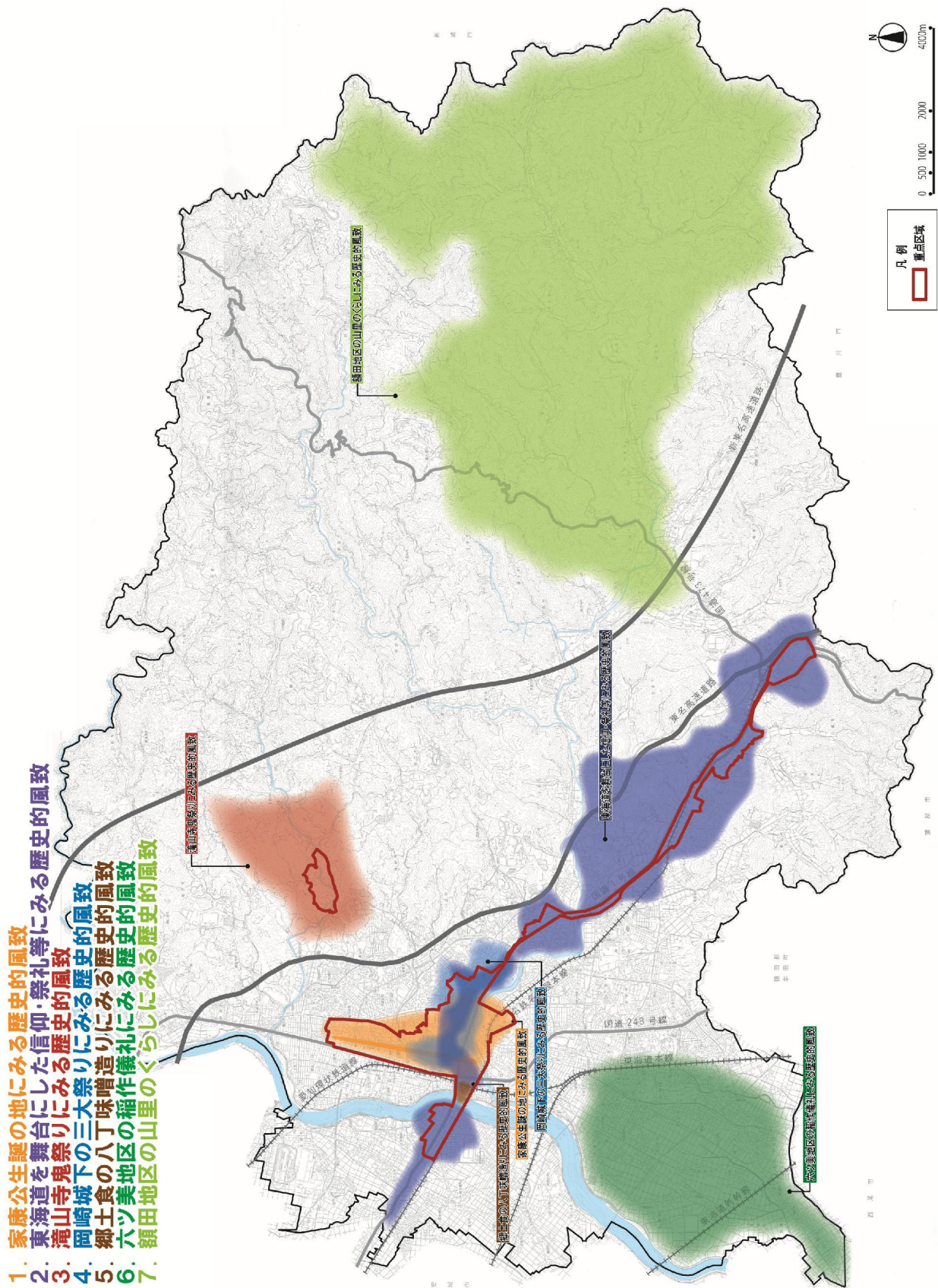


図4-1-1 歴史的風致の範囲と重点区域の関係

4-2.重点区域の位置及び区域

重点区域の位置は、本計画における事業を効果的に推進し、これまで岡崎の良好な景観形成を図るために行われてきた岡崎市景観計画、水と緑・歴史と文化のまちづくり条例、屋外広告物条例に基づく規制等や史跡岡崎城跡整備基本計画を始めとする文化財関係の諸計画との連携を図り設定する。

なお、具体的な境界は、岡崎市景観計画により、現に良好な景観が形成され、かつ、一体として景観まちづくりを重点的に推進すべき土地の区域として指定している「景観形成重点地区」、岡崎城下町及び東海道の範囲を中心に、まちなみの連続性が認められる用途地域境界(市街化区域界)など地形地物や他法令に基づく区域界で設定する。

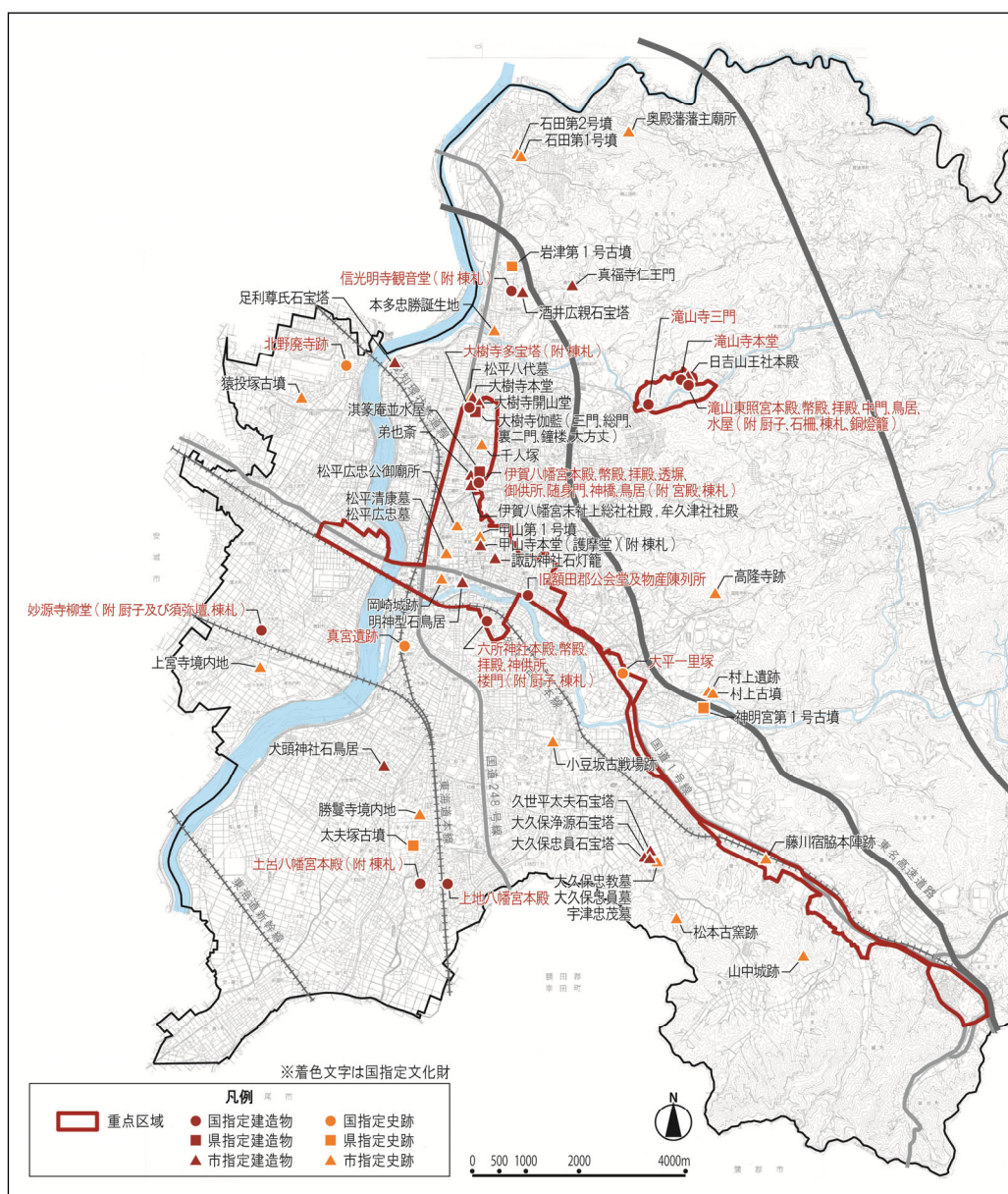


図4-2-1 重点区域の位置

(1)重点区域の位置

①岡崎城下及び東海道地区

名称：岡崎城下及び東海道地区

面積：約 780 ヘクタール

重点区域は、祭りを支える氏子町等の範囲、社寺の分布等を考慮して、本市の象徴である岡崎城及び大樹寺(重要文化財)を結ぶ南北軸、そして東海道を中心とする東西軸を中心に、景観形成重点地区に指定している「大樹寺から岡崎城への眺望」「八帖地区」「藤川地区」を含み、松平氏・徳川家ゆかりの社寺である伊賀八幡宮(重要文化財)、龍城神社、六所神社(重要文化財)と、岡崎三大祭りの舞台となる菅生神社、岡崎天満宮、能見神明宮、東海道沿いの本宿神明社、山中八幡宮、津島神社、矢作神社、そして、八丁味噌本社事務所及び史料館等を含む範囲とする。

②滝山寺地区

名称：滝山寺地区

面積：約 64 ヘクタール

重点区域は、祭りを支える氏子町等の範囲、社寺の分布等を考慮して、県道南大須鴨田線を中心に滝山寺三門、滝山寺本堂及び家康公ゆかりの滝山東照宮(いずれも重要文化財)を含み、それら歴史的建造物や市街地を舞台に繰り広げられる伝統的な祭りの巡行ルートの背景となる周辺の山並みや河川と一体となった歴史的な風情が感じられるまちなみを含む範囲とする。

(2)重点区域の区域(境界)

重点区域の区域(境界)は、下図及び次ページに示す表の地形地物等に基づいて設定する。

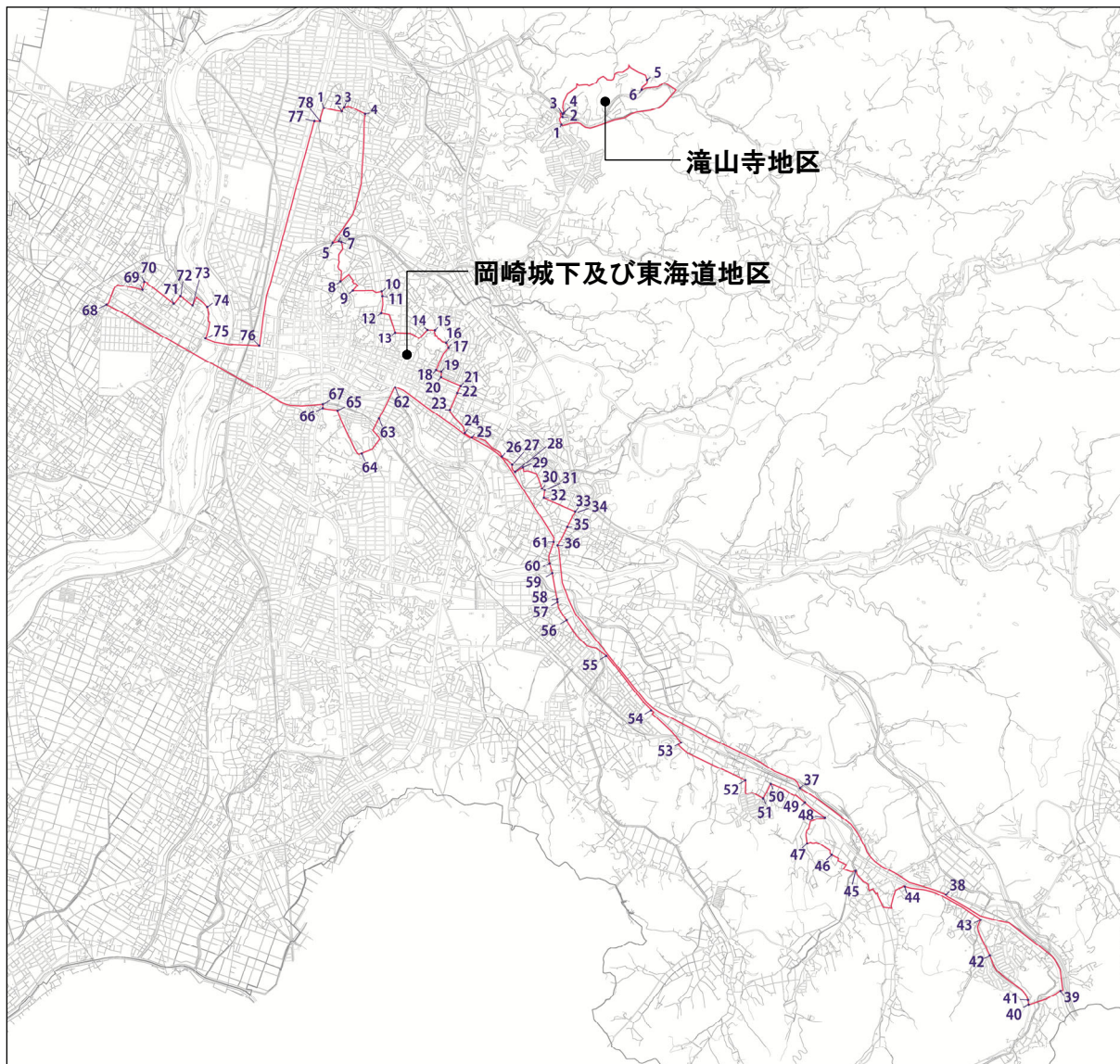


図4-2-2 重点区域の区域(境界) (図中番号は次ページの区間番号)

表4-2-1 重点区域の区域(境界)【岡崎城下及び東海道地区】

| 区間 | 区域(境界)の位置 | 区間 | 区域(境界)の位置 |
|---------|---------------|---------|---------------|
| 1 - 2 | 町界 | 2 - 3 | 市道楼赤城線 |
| 3 - 4 | 市道池内北浦線 | 4 - 5 | 主要地方道岡崎足助線 |
| 5 - 6 | 市道伊賀川堤7号線 | 6 - 7 | 市道伊賀町15号線 |
| 7 - 8 | 市道愛宕小学校西線 | 8 - 9 | 都市計画用途地域界 |
| 9 - 10 | 市道能見師範学校線 | 10 - 11 | 市道明代橋線 |
| 11 - 12 | 一般県道東大見岡崎線 | 12 - 13 | 市道梅園門前線 |
| 13 - 14 | 市道梅園町7号線 | 14 - 15 | 市道梅園小学校周囲線 |
| 15 - 16 | 都市計画用途地域界 | 16 - 17 | 市道中町10丁目1号線 |
| 17 - 18 | 市道岡崎環状線 | 18 - 19 | 市道東本願寺南線 |
| 19 - 20 | 市道中町7丁目6号線 | 20 - 21 | 市道中町7丁目4号線 |
| 21 - 22 | 市道小呂町19号線 | 22 - 23 | 市道市立病院東線 |
| 23 - 24 | 市道朝日町4丁目1号線 | 24 - 25 | 道路(里道) |
| 25 - 26 | 更紗川 | 26 - 27 | 市道東名側道32号線 |
| 27 - 28 | 市道東名側道29号線 | 28 - 29 | 市道東名側道31号線 |
| 29 - 30 | 市道大平八幡北線 | 30 - 31 | 市道大平田口1号線 |
| 31 - 32 | 市道中町大平線 | 32 - 33 | 市道男川小学校北線 |
| 33 - 34 | 市道伝馬町線 | 34 - 35 | 市道男川小学校東線 |
| 35 - 36 | 市道大平35号線 | 36 - 37 | 一般国道1号 |
| 37 - 38 | 名古屋鉄道本線 | 38 - 39 | 一般国道1号 |
| 39 - 40 | 市道北尻線 | 40 - 41 | 市道グリーンランド52号線 |
| 41 - 42 | 市道グリーンランド33号線 | 42 - 43 | 市道本宿36号線 |
| 43 - 44 | 一般国道1号 | 44 - 45 | 都市計画市街化区域界 |
| 45 - 46 | 市道舞木12号線 | 46 - 47 | 市道山中八幡宮南線 |
| 47 - 48 | 市道市場10号線 | 48 - 49 | 一般国道1号 |
| 49 - 50 | 藤川地区景観形成重点地区界 | 50 - 51 | 市道藤川団地線 |
| 51 - 52 | 市道藤川団地1号線 | 52 - 53 | 都市計画市街化区域界 |
| 53 - 54 | 藤川地区景観形成重点地区界 | 54 - 55 | 一般国道1号 |
| 55 - 56 | 市道美合蓑川1号線 | 56 - 57 | 市道美合北屋敷1号線 |
| 57 - 58 | 主要地方道岡崎刈谷線 | 58 - 59 | 市道大平橋美合線 |
| 59 - 60 | 乙川 | 60 - 61 | 市道大平28号線 |
| 61 - 62 | 一般国道1号 | 62 - 63 | 市道明大寺吹矢橋線 |
| 63 - 64 | 市道明大寺戸崎線 | 64 - 65 | 市道明大寺西郷中1号線 |
| 65 - 66 | 都市計画用途地域界 | 66 - 67 | 一般県道岡崎幸田線 |
| 67 - 68 | 名古屋鉄道本線 | 68 - 69 | 都市計画用途地域界 |
| 69 - 70 | 市道矢作橋目線 | 70 - 71 | 市道中園矢作1号線 |
| 71 - 72 | 市道矢作9号線 | 72 - 73 | 市道矢作1号線 |
| 73 - 74 | 市道矢作37号線 | 74 - 75 | 都市計画市街化区域界 |
| 75 - 76 | 一般国道1号 | 76 - 77 | 一般国道248号 |
| 77 - 78 | 市道大樹寺南線 | 78 - 1 | 市道柿田川西側道1号線 |

表4-2-2 重点区域の区域(境界)【滝山寺地区】

| 区間 | 区域(境界)の位置 | 区間 | 区域(境界)の位置 |
|-------|-----------|-------|------------|
| 1 - 2 | 市道滝長坂3号線 | 2 - 3 | 市道滝長坂1号線 |
| 3 - 4 | 青木川 | 4 - 5 | 尾根筋 |
| 5 - 6 | 市道山籠岡楽線 | 6 - 1 | 一般県道南大須鴨田線 |

4-3.重点区域の歴史的風致の維持向上による広域的な効果

重点区域は、本市の維持向上すべき歴史的風致の中でも、特に代表的な社寺や岡崎のシンボルとして認知されている岡崎城を中心とする地区、そして旧東海道筋の社寺やかつて宿場町であった市街地等を対象としている。

重点区域内において、歴史と伝統を反映した人々の活動と歴史上価値の高い建造物、その周辺の環境について、重点的かつ一体的な整備に取り組むことは、当該区域内の歴史的風致の維持向上につながるだけでなく、歴史文化を活かしたまちづくりとして効果的なシティプロモーションとなり、市外からの歴史的風致の評価が高まることによって、本市の認知度も更に向上し、観光振興等を目的とした交流人口の増加へとつながることで地域活性化が図られることを期待する。

また、歴史的風致の維持向上による交流人口の増加により、本市固有の歴史的風致に対する地域住民の理解を一層深めることを通じ、岡崎の発展に尽くした先人に感謝の気持ちや敬意を抱くことで、市民のふるさと岡崎への愛情と誇りが生まれることを期待する。これにより、祭礼行事など地域行事への積極的な参加につながり、地域の伝統文化が次世代へ大切に受け継がれていくことも期待される。

なお、重点区域は、岡崎市景観計画で位置づけている「景観形成重点地区」と連携することにより、いっそう効果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることが可能となる。

本重点区域において、本計画に基づく各種事業を推進することで、上記のような効果が得られるとともに、重点区域外の歴史的風致や地域住民主体のまちづくり活動にも波及効果を与え、ひいては、本市全体の歴史文化を活かしたまちづくりが一層推進されることが期待できる。